

議案第74号

福岡市子ども・子育て支援法施行条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和元年9月12日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、子育てのための施設等利用給付に係る調査に応じない者に対する過料について必要な事項を定める必要があるによる。

福岡市子ども・子育て支援法施行条例の一部を改正する条例

福岡市子ども・子育て支援法施行条例（平成27年福岡市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第13条第1項」の次に「（法第30条の3において準用する場合を含む。以下同じ。）」を加え、同条第2項中「第14条第1項」の次に「（法第30条の3において準用する場合を含む。以下同じ。）」を加える。

附則第2項を次のように改める。

（法附則第6条第1項の場合の読替え）

- 2 法附則第6条第1項の場合における第2条第1項及び第2項の規定の適用については、同条第1項中「法第13条第1項（法第30条の3において準用する場合を含む。以下同じ。）」とあるのは「子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）附則第6条第1項の規定により読み替えられた法第13条第1項」と、同条第2項中「法第14条第1項（法第30条の3において準用する場合を含む。以下同じ。）」とあるのは「法第14条第1項」とする。

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。